

広島市告示（中区）第96号  
令和7年1月20日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10の規定に基づき、都市公園と道路  
とが相互に効用を兼ねる区域について、次のとおり協定を締結しました。

その関係図書は、広島市中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

公園名	協定締結区域	協定締結年月日
平和大通り公園	中区鶴見町1番地先から 同区小町3番地先	令和7年1月20日